

立川市内部統制基本方針

立川市は、住民との距離が最も近い基礎自治体として、住民福祉の向上のために、職員一人ひとりが日々業務に取り組んでいます。行財政資源に限られる中で、質の高い行政サービスを提供していくためには、組織運営を阻害する要因（リスク）に対する職員の不安を軽減し、安心して働ける環境を整備することが必要不可欠です。

そのため、業務上のリスクを想定し、対応策を講じることで市長によるマネジメントを強化する「リスクマネジメント」を一層推進するとともに、立川市コンプライアンス基本方針に基づく業務執行を徹底することにより、効率的かつ効果的な行政運営を確立して、行政実務の適正化を推進します。

これらのことを実現するため、地方自治法第 150 条第 2 項の規定に基づく内部統制に取り組むこととし、本市における内部統制の基本方針を策定します。

1 内部統制の目的

内部統制とは、組織運営を阻害する要因をリスクとして捉え、対応策を講じて適正な事務執行を確保する仕組みです。具体的には、以下に掲げる内部統制の 4 つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えるために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいいます。

この仕組みを構築することにより、リスクを過度に恐れたり、リスクが発現した際に誤った対応をすることがないよう、職員が安心して働ける環境を整え、住民福祉の更なる向上を目指します。

（１）内部統制の 4 つの目的

①業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他の規範を遵守すること。

②業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を遂行すること。

③報告等の信頼性の確保

組織の財務報告または非財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保すること。

④資産の保全

資産の取得、使用及び処分が正当な手続き及び承認のもとに行われるよう、資産の保全を図ること。

内部統制の 4 つの目的は、以下に掲げる 6 つの基本的要素から構成されるものであり、基本的要素は、内部統制の目的を達成するために必要とされ、その有効性の判断基準となるものです。

ついては、前述の内部統制の 4 つの目的を達成するために、以下の 6 つの基本的要素を構成する業務に取り組みます。

（２）内部統制の６つの基本的要素

①統制環境

統制環境とは、組織文化を決定し、組織内の全ての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎をなし、それぞれに影響を及ぼす基盤をいう。

②リスクの評価と対応

リスクの評価と対応とは、組織目的の達成に影響を与える事象について、組織目的の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を選択するプロセスをいう。

③統制活動

統制活動とは、市長の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続きをいう。

④情報と伝達

情報と伝達とは、必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保することをいう。

⑤モニタリング

モニタリングとは、内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスをいう。

⑥ICT（情報通信技術）への対応

ICT への対応とは、組織目的を達成するために予め適切な方針及び手続きを定め、それを踏まえて、業務の実施において組織内外の ICT に対し適切に対応することをいう。

２ 内部統制の対象

市長の権限に属する事務事業全般を内部統制の対象とします。

なお、内部統制の取組は本市の議会及び行政委員会の権限に属する事務についても、一体的に推進します。

令和 7 年 4 月 1 日

立川市長 **酒井大史**